

令和6年9月農業委員会定例会議事録

| | | |
|-------|--|---------------|
| 日時 | 令和6年9月20日（金）午後1時30分～午後2時42分 | |
| 場所 | さぬき市役所3階301・302 | |
| | 議事録署名委員の指名について | |
| 日程第1 | 諸報告 | |
| 日程第2 | 農地法第3条に基づく申請審議について | (会長提出議案第1～3号) |
| 日程第3 | 非農地証明願いについて | (会長提出議案第4～6号) |
| 日程第4 | 農地改良届について | (会長提出議案第7号) |
| 日程第5 | 農地法第4条に基づく申請審議について | (会長提出議案第8～9号) |
| 日程第6 | 農地法第5条に基づく申請審議について | (会長提出議案第10号) |
| 日程第7 | 農用地利用集積計画の審議について | (会長提出議案第11号) |
| 日程第8 | 農業経営改善計画の審査について | (会長提出議案第12号) |
| 日程第9 | 青年等就農計画の審査について | (会長提出議案第13号) |
| 日程第10 | その他 | |
| 出席委員 | 1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 林 文夫 9 藤井 修 10 榎村浩二 11 十川隆行 12 寒川孝志 13 戸田修治 14 長田禎二 15 細川和美 16 岩澤佳宣(会長職務代理者) 17 芳竹和政 (会長) | |
| 欠席委員 | なし | |
| 事務局 | 蓮井敏彦事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査 | |
| 農林水産課 | 玉木省三副主幹 | |
| 農地機構 | 猪熊正農地集積専門員 西湊健一農地集積専門員 | |
| 傍聴者 | なし | |

報告第6号、第7号をご覧ください。これも農地機構を通じて貸し借りを
行っている農地で、貸人、●●●、●●●●様、借人、●●●●●●、●●
●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番です。解約理由は貸人の
要望のためです。

以上で報告を終わります

議長（会長）

事務局の報告が終了致しました。

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号
から第3号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局

今月の3条の案件は3件ございまして、面積にして7,602㎡の10筆
です。

それでは、個別の案件についてご説明させていただきます。議案書1ペー
ジからでございます。

会長提出議案第1号についてご説明させていただきます。地区番号1、受
付年月日、令和6年9月2日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●様、
譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●
番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積656㎡。譲渡人、譲受人の申請
事由、親族間の贈与。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は3,8
47㎡、受人従事数は1人です。資料と致しましては1ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●の北約360mに位置し
ております。譲受人は譲渡人の義理の妹に当たり、現在、農地を管理してお
り、このたび譲受人が相続で取得した土地を贈与で所有権移転する申請です。

会長提出議案第2号についてご説明させていただきます。地区番号3、受
付年月日、令和6年9月2日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、持分8分の
1、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番●
他6筆、台帳地目、現況地目ともに田及び畑、地積合計5,402㎡。譲渡
人、譲受人の申請事由、親族間の持分の贈与。権利は所有権の移転を伴うも
ので、経営面積は5,402㎡、受人従事数は7人です。資料と致しまして
は2ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●の南西約10mから
220mに位置しております。譲受人は譲渡人の母であり、申請地の所有権
の状況ですが、譲受人が既に2分の1を所有しています。このたび共有名義
人である譲渡人が所有する持分8分の1を贈与するものです。

会長提出議案第3号についてご説明させていただきます。地区番号5、受
付年月日、令和6年9月2日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●様、譲受人、
●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番●他1筆、
台帳地目、現況地目ともに田、地積合計1,544㎡。譲渡人の申請事由、
農業廃止、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴う
もので、経営面積は2,983㎡、受人従事数は2人です。資料と致しまし

ては3ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●●●●●の南西約510mに位置しております。譲受人は申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っています。

以上です。

事務局

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

山下加代子委員

先日見に行きました。別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

事務局

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員

第2号議案についてご報告致します。私たち9月14日に現地確認を行いました。これは娘さんからお母さんへ贈与する案件です。内容は事務局の説明のとおりで、見ましたところ、下の●●地区の4枚の田んぼはちゃんと稲作りができて、後を耕して保全管理されておりました。一番上の●●●●番地の●はお野菜とかお花とかを植えられて作付されておりました。次の2番目、3番目の畑2枚は、以前は桃を作っていたのですが、今は草が生えて、今その草刈りの途中だそうです。それもちゃんと刈りますということでした。私たちよろしいのではないかと認めることにしました。ご審議お願い致します。

事務局

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員

先週の日曜日にみんなで見に行きまして、現況田になっていますが、畑状になっていますが、中の管理はできていると思いますので、よろしくご審議ください。

事務局

地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第3号について、質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

事務局

ないようですので、それでは、議案第1号から第3号についてお諮りします。議案第1号から第3号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第1号から第3号を原案のとおり認めることと致します。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

山下加代子委員 これも昨日見に行きました。●●●のほうは写真のとおりで、もう元には戻らないと思います。それと、もう一つの●●●●の横ですけど、中を、周り囲いしとったんやけど、あれから見たらほんまにもう廃墟みたいになって、あれはもう無理だと思います。よろしくお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第4号から第6号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第4号から第6号についてお諮りします。議案第4号から第6号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第4号から第6号を原案のとおり認めることと致します。
日程第4 農地改良届について、会長提出議案第7号を議題とし、上程致します。
それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、農地改良届についてご説明させていただきます。議案書3ページをご覧ください。

会長提出議案第7号、地区番号5、受付年月日、令和6年9月2日。申請人、●●●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番他2筆です。台帳地目、現況地目、全筆田、合計地積は3,285㎡、農地改良後の地目は田です。申請地は農地間に段差があるため盛土を行い、段差の解消を行います。なお、工事のほうの着完予定年月日でございますが、令和6年10月1日から令和7年3月31日で●●●●●●番、●●●●●●番を、令和7年6月1日から令和7年11月30日で●●●●●●番●●を行う予定となっております。2.5mから0.5mの盛土による農地改良でございます。お手元の資料10ページ、11ページをご覧ください。

概要を申し上げますと、申請地は、さぬき市●●●●●●●●●●●●●●●●から南南西約640mに位置しております。現在の状態は農地間の段差が大きく耕作不便な状態であるため、段差解消のために農地改良をするものです。なお、資料を精査致しますと、隣接農地の関係者の同意並びに地元水利組合及び土地改良区の同意も得られている状況でございます。

説明は以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

戸田修治委員 日曜日に現地を確認しましたが、現況が耕作放棄地状の草地になっています。これもため池のヘドロでこうなったんですかね。

事務局 ●●●の。

戸田修治委員 それやったら、よっぽど、11ページの断面図にありますように、のり面を整地したぐらいではヘドロが流入しましたり、そういう形で水路に入ったりなんかする可能性があります。ですから、ヘドロの土地自体は別段問題ないと思うんですけど、施工管理ですかね、その辺をきちんと処理せんといかんと思います。ご審議ください。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第7号につきまして、質疑等がありましたら、発言を認めます。

大塚ノブ子委員 これ今3枚の田なんですけれども、この段差をなくしたら最終1枚の田になるんですか。

事務局 そうですね。もう1枚あるんですが、4枚を同じ高さに合わせて、耕作しやすいように改良する予定です。

大塚ノブ子委員 そしたら、田んぼの番地が変わりますね。

事務局 いや、そのままです。

大塚ノブ子委員 それは生きてるの。分かりました。

樫村浩二委員 これはあれかね、基盤整備みたいなもので、何か補助はもらえるの。そんなのはないの。

事務局 いや、補助はございません。

樫村浩二委員 ないのにこの工事をするの。

議長（会長） ただの池の残土処理でいくけん。

岩澤佳宣委員 池のヘドロや何かを回収して、それを外へ出して、工事となったらお金がようけかかるから、田んぼを地上げしたら、そこへ残土をほうると。ヘドロ

に何かセメントみたいなのを混ぜて、ちょっとするんだらうとは思うんやけどな。ほんだら、池の工事の費用が安くなると。ほんだら、地元の負担金も減ると。池の工事が2遍に分けて工事するようになつとんや。ほんで、去年工事を半分して、中のさらえる分はそのまま放ってある。今年度、この冬、水たまとるのを抜いて、ほんで次の工事にかかったときに中の分をさらえるというふうに私は聞いとります。

樫村浩二委員 それはあれですか、安い金で田んぼができると。

岩澤佳宣委員 うん、自己負担金は何%か要るんだらうと思ふんやけど、その費用を抑えるために、ちょっとでも。

議長（会長） 池のほうも助かるし、農地も1枚になると。

岩澤佳宣委員 今も赤判定に近いような状態なんです、その土地は。

眞田幸隆委員 農地は赤判定じゃないんでしょう。

岩澤佳宣委員 赤判定じゃない。ほんだけん、何年か前までは黄色ぐらいだったんよ。それがいつの間にか、もうここ何年か、2年ぐらいかな、2年ぐらいで赤に近いような。今行ったら赤です、多分。

眞田幸隆委員 要は、ため池のしゅんせつを仮置きみたいな形にして、水分を除去して持っていく。そうせんかったら、これ2メートル50いうたら、5年から10年後、農地として使えん。

岩澤佳宣委員 ほやけん、雨土は繰って、きちんとのけてという感じ。その工事も多分並行してしてくれるんだらうと思ふ。今は作り手もおらんわけや。借り手もおらんし。1枚になったら多分ちつとは借り手がおるんじゃないかと。それが水田になるか、どなんなるかは分からんけどな。

眞田幸隆委員 県の工事。

事務局 県の土地改良の工事だそうです。

眞田幸隆委員 ああ、ため池の統合で、ほんでため池を造って、ほんで片一方のため池を大きいにして、ほんでそこで容量を確保する、そのために池の中を浚渫した土を持ってくるということやな。

事務局 おっしゃるとおりです。

岩澤佳宣委員 そこは香川用水が入っとらんけんね。

眞田幸隆委員 ヘドロばかりでは違う。

岩澤佳宣委員 ヘドロばかりではないと思う。

眞田幸隆委員 多分、かさ上げしたら、山のほうまで買収して、そこまで来るときに、その土と一緒に持ってくる話やな。

岩澤佳宣委員 この池は香川用水も取っとらんのです。ほんだけん、何年もずっとたまったままになっとるけん、やっぱり底ざらえをするんだらうとは思いますが。

樫村浩二委員 ほんなら、ついでに畦畔工事とかパイプラインも通すの。

岩澤佳宣委員 パイプラインが、それが、あそこもめんどいんで、しないと。

樫村浩二委員 できないの。

岩澤佳宣委員 いや、しないんよ。

樫村浩二委員 何で。してもろたらええんちゃうん。

岩澤佳宣委員 いや、せい言う人がおるんやけど、できるような、水門の裾でパイプをつないだらできるようにはしとるんです。ほんだけど、総代さんというか、池の総代さんは大半がしないと。できるようにしとらなったら、その池の工事はささん言う人がおって、ほんなら、もうできるようにはしましょうという。

樫村浩二委員 ほんなら、それにするということか。最終的にはするんやな、パイプラインを。

岩澤佳宣委員 いや、それはするかせんかは、まだ。ほんだけん、パイプラインの工事は、要するに、その池の改修工事には入っとらんや。池は国や県の、災害があったらいかんいうんで、大きい池の分が何ぼか補助金が高うて改修工事になると、災害のために。その分の関連で池の工事がこの機に行われとるんで、ほんなら、池から外の分に関しては自己負担、土地改良や何やかんやのほうへ申請して自己負担金が多い。ほんなら、それは地元の人たちがせんとおっしゃるから。

眞田幸隆委員 いや、単県でも関係者2名以上でなかったらいかんので、ここを1枚にしたところで、パイプを持ってきても、個人でなかったら補助は出んです。

付年月日、令和6年9月2日。申請人、●●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●番●他3筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計1,512㎡。転用目的、太陽光発電設備、工事着完予定年月日、令和6年11月10日から令和7年3月10日。農地区分、第2種農地。本年6月に農振除外の審議をした案件です。資料と致しましては14から15ページで、位置図を14ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の南西約650mに位置しており、原野及び道路、水路に隣接しています。申請者は労働力の低下により農作業が困難となり、太陽光発電設備用地として土地の有効利用を図り、申請に至りました。整地した申請地に太陽光パネル249枚と構内柱1本を設置し、申請地西側の既存電柱へ送電する計画です。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ており、経済産業省による設備認定も受けていることから、事業の実施も確実であると思われます。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。まず、●●地区からお願いします。

十川隆行委員 先ほどご丁寧な説明を事務局から頂きましたとおりでございます。よろしくご審議ください。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 農振除外が出とったところで、今現在もきれいに耕作されて、水田に復旧できるような田んぼですが、発電所ということで、問題ないと思います。よろしくご審議ください。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第8号、第9号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第8号、議案第9号につきましてお諮りします。議案第8号、第9号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号、第9号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第6 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第10

します。

日程第7 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第11号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番が●●委員、22、23番が●●委員、28番から32番が●の関係議案になりますので、除外対象になりますので後で別審議と致します。

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局

会長提出議案第11号について、ご説明致します。農地の貸し借りについての説明で、資料の6ページ、7ページとなります。

権利の受け手は中間管理機構11件となっております。11件のうち新規8件、再設定3件となっております。11件のうち、設定する権利の種類は使用貸借権11件となっております。期間は、20年1件、10年3件、6年5件、4年9か月1件、4年8か月1件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さん案件を除いた24件について説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人8件、法人16件となっております。設定する権利の種類は使用貸借権24件となっております。期間は、10年8件、6年13件、4年9か月2件、4年8か月1件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜の作付となっております。

以上です。

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合は整理番号を指定の上、ご発言ください。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番、22番、23番、28番から32番を除く議案第11号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番、22番、23番、28番から32番を除く議案第11号について原案のとおり認めることと致します。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である1番、●●委員の関係議案である22番、23番、●の関係議案である28番から32番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願いします。

議長(会長職務
代理人)

それでは、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 退席)

議長(会長職務
代理人)

では、事務局からの説明を求めます。

事務局

農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は8件で、設定する権利の種類は使用貸借権8件となっております。期間は、20年5件、10年1件、6年2件となっております。利用内容については、水稲、麦、果樹類の作付となっております。

以上です。

議長(会長職務
代理人)

説明が終わりました。質問はありませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長(会長職務
代理人)

ないようでしたら、原案のとおり認めてよろしいですか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長(会長職務
代理人)

それでは、原案のとおり認めることと致します。

では、退席されている●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 着席)

議長(会長)

日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第12号を議題と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第12号、1番の●●●●さんから説明させていただきます。●●●●さんですが、住所はさぬき市●●●●●番地●です。生年月日は昭和●●年●月●●日です。

別紙の経営改善計画を参照してください。

①農業経営体の営農活動の現状及び目標の(1)営農類型としましては、露地野菜をしています。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産について、ニンジンの作付面積の現状は20aで生産量は2,353kgですが、5年後50aで生産量5,880kgに増やします。ジャガイモの作付面積の現状は20aで生産量1,882kgですが、5年後50aで生産量4,705kgに増やします。リーフレタスの作付面積の現状は20aで生産量1,66

7kgですが、5年後はやめる予定です。サツマイモの作付面積の現状は10aで生産量がまだありませんが、5年後30aで生産量3,780kgに増やします。その他野菜の作付面積の現状は100aで生産量3,200kgですが、5年後30aで生産量960kgに減らします。タマネギの作付面積の現状はありませんが、5年後20aで生産量6,720kgに増やします。カボチャの作付面積の現状もありますが、5年後20aで1,778kgに増やします。(3)農用地及び農業生産施設については、アの農用地で、所有地の現状、田が20aで畑5aですが、5年後、田を25aに増やします。借入地の現状は田130aと畑20aですが、5年後は田を180aに増やします。イの農業生産施設のハウスが1棟100㎡ですが、5年後変更はありません。作業場が2棟300㎡ですが、5年後変更はありません。倉庫が現状2棟で200㎡ですが、5年後までに3棟で300㎡に増やします。

今後の取組としまして、輪作体系を確立し、農地の有効利用を図り、作業機械を導入して作付面積を拡大します。現状の年間所得60万円のところ、5年後412万円を目指します。経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしくお願いします。

続きまして、2番の●●●●さんです。

住所はさぬき市●●●●●●●●●●番地です。生年月日は平成●年●月●●日です。

別紙の経営改善計画を参照してください。

先にお詫びなのですが、●●さんの計画につきましては、1月時点で作成しておりました。もう少し早い時期にご審議いただく予定だったのですが、●●●●が亡くなるという不幸がありまして、申請時期が遅れてしまったので、目標の年度が令和10年になっていますが、今回新たに申請ということで、目標は令和11年になります。

それから、構成員のところ●●●●のお名前が記載されていますが、こちらにつきましても削除させていただきます。今回の申請には元のを提出してしまいましたので、お詫び申し上げます。

それでは、改めて説明させていただきます。

①農業経営体の営農活動の現状及び目標の(1)営農類型としましては、露地野菜をしています。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産について、ブロッコリーの作付面積の現状は260aで生産量は26,000kgですが、5年後、作付面積370aで生産量を37,000kgに増やします。ニンニクの作付面積の現状は5aで生産量500kgですが、5年後も変更はありません。ナスの作付面積の現状は10aで生産量5,000kgですが、5年後は作付面積15aで生産量7,500kgに増やします。オクラの作付面積の現状は8aで生産量1,760kgですが、5年後の作付面積5aで生産量1,100kgに減らします。トウモロコシの作付面積の現状は10aで生産量1,500kgですが、5年後の作付面積は5aで生産量750gに減

報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

大塚ノブ子委員 ●●地区に住まわれている●●さんについて。●●さんは以前から無農薬栽培、有機栽培でお野菜を作っております。この人が●●地区で始めたのは初めての人です。いつか、このさぬき市の農業委員会の体験発表、それにも講義して発表していただきました。今も大変熱心に続けております。間違いないと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願い致します。

十川隆行委員 ●●●●さんですけども、本人と親が一生懸命やるという話であったんですけど、●●が不幸にも亡くなりまして、落ち込んでおったんですけども、やっと前向きになって、頑張ろうというところまで来ました。私たちも応援したいと思います。以上です。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 今日●●さんに会いましたけども、かなり環境は厳しくなってきたよという。まだまだ若いので、これからも頑張ってもらわな困ります。よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第12号について質疑等がありましたら、発言を認めます。

樫村浩二委員 ●●●●●●●●さんで常時雇用者が16人とかになつとるんよ。これは大丈夫なん。相当お金がかかるんじゃないか。

議長（会長） いや、外国人が多い。

樫村浩二委員 外国人やってお金は払わないかんだろ。

議長（会長） だから、規模が全然違う。やつとる規模が普通の規模とは違う、全然。

岩澤佳宣委員 40町部借りて、ほんで野菜中心に全部作りよつたら、このぐらいの人が要る。

樫村浩二委員 要るけど、その費用を捻出できるんか。

岩澤佳宣委員 しよんだろ。

戸田修治委員 費用だけじゃなくて、円安になつとるでしょう。そしたら、今まで来よつた人がやっぱり、韓国やどこかのほうがいいとか、もう場合によつたらアメリカでもいいというような。ですから、人材不足のほうがかなり厳しい。

岩澤佳宣委員 東南アジアのほうが来んようになつとる。

樫村浩二委員 ぐるりはいっぱい、家も構えてあげて。

戸田修治委員 もともと警察の官舎のあつたところ、あそこにはいっぱいあります。

眞田幸隆委員 今、雇用が16人とされていたので。この生産施設の中の⑤、これ常時雇用やパート等を増やすというんじゃないで、
「雇用人を増やし、厚生福利の充実を図る」に変えたらいいと思いますが。人数、臨時雇用を増やしてないじゃないですか。

事務局 修正します。ありがとうございます。

岩澤佳宣委員 常時雇用いうても、日本人の方も常時雇用しとるけん。車運転したり何やかんやせないかんけん。やけん、外国人ばかりではない。ほんで、次々、外国人は年数で代わってくるやろ。

議長（会長） ほかにございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようでしたら、農業経営改善計画の審査について、議案第12号についてお諮り致します。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第12号について原案のとおり承認することと致します。
日程第9 青年等就農計画の審査について、会長提出議案第13号を議題とし、上程致します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 会長提出議案第13号を説明させていただきます。
1の●●●●さんですが、住所はさぬき市●●●●番地●です。生年月日は平成●●年●月●●日です。
別紙の青年等就農計画を参照してください。
就農地がさぬき市、農業経営開始日は令和6年10月1日の予定です。就農形態は「新たに農業経営を開始」になります。目標とする営農類型は露地

野菜で有機栽培になります。将来の農業経営の構想としまして、有機野菜の美味しさを広く伝えていくとともに、安全で質のよい野菜を栽培していきます。

経営の規模に関する目標は、大根の作付面積の現状2 aで600kgのところ、5年後の作付面積2 aで生産量を1,000kgに増やします。ナバナの作付面積の現状は2 aで生産量は30kgのところ、5年後4 aで生産量を100kgに増やします。キャベツの作付面積の現状は2 aで生産量300kgのところ、5年後の作付面積2 aで生産量を500kgに増やします。小松菜の作付面積の現状は4 aで生産量240kgですが、5年後、作付面積8 aで生産量800kgに増やします。ズッキーニの作付面積の現状は5 aで生産量400kgですが、5年後、作付面積5 aで生産量600kgに増やします。ニンジンの作付面積の現状は6 aで生産量780kgですが、5年後の作付面積10 aで生産量2,200kgに増やします。ジャガイモの作付面積の現状は12 aで生産量1,200kgですが、5年後の作付面積12 aで生産量2,400kgに増やします。リーフレタスの作付面積の現状は8 aで生産量530kgですが、5年後の作付面積8 aで生産量880kgに増やします。

10月1日認定予定ですので、現状の作付面積とか生産量に関しては、1年目ということで、これはあくまでも現状の予定の数字になります。

それから、農用地につきましては、借入地の現状、田が41 a、こちらも41 aを借りる予定です。5年後52 aに増やします。生産方式に関する目標としまして、軽トラック1台、一輪管理機2台、耕運機1台、トラクター5年後までに1台導入予定です。●●の●●●●●●で2年程度研修を行い、有機栽培に関する知識、栽培技術、経営管理を習得しています。

今後の取組としまして、少量多品目の無農薬、無化学肥料での栽培を軸に、●●●●●●での活動を生かし、農業所得の向上を目指します。現状の年間所得ゼロ円のところ、5年後255万円を目指します。●●さんは、さぬき市●●に移住し、認定新規就農者として新たに農業経営を開始しますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員

私も先ほど初めてお会いしました。まだ結婚してなさそうです。●●●●●●●●●●というのは●●●●●●さんの農園です。そこで現在研修を積んでいるそうです。10月1日から作付をするそうですけれども、今は研修に力を入れて、学んでいるそうです。なかなか大変で、有機栽培、無農薬栽培は大変なことです。努力が要りますよと言ったら、ちゃんと覚悟しておりますと言っておりましたけれども、皆さんで応援してあげたいと思います。よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号について質疑等があり

ましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第13号につきましてお諮り致します。議案第13号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第13号を原案のとおり承認することと致します。
本日上程の議案については以上ですが、日程第10 その他で、何かございませんか。
どうぞ。

事務局 その他ということで、私のほうから1件上げさせていただきます。お配りした資料の中で、ホチキス留めの2枚つづりの地図をご覧ください。

これは令和6年2月の定例会で農振除外をされていて、令和6年4月の定例会で県のほうから法定協議の事前調整ということで、今まで2回もう審査しているんですけど、●●の●●●●●●の転用案件について、令和6年9月6日付で、前回は法定協議の事前調整だったんですけど、今回は本協議といいますか、香川県より協議に係る意見照会ということで依頼がありましたので、このたび3回目になるんですけど、もう1回ご説明させていただきます。

香川県の公共事業になりますので、転用事業者は香川県知事となります。

申請地は、さぬき市●●●●●●●●●●●●番●他75筆で、●●●●●●●●●●から南西へ約700mに位置しております。圃場整備等の土地改良事業は行われていないものの、農地法施行令第12条で定める「おおむね10ha以上の規模の一団農地」に含まれることから、農地区分は第1種農地と判断されます。転用面積は田61,303㎡、併用地6,617.02㎡、合計67,920.02㎡となります。

このたび、さぬき市の県立高校3校を統合し、新たな統合高校用地として転用しようとするものです。所要資金は、用地費、補償費、造成費、建築費、調査設計費、事務費の合計183億102万円で、これを全額自己資金で賄います。

申請者は、「魅力あふれる県立高校推進ビジョン」に基づき、さぬき市の既存県立高校3校を統合し、令和12年4月開校に向けて、新設統合高校用地に適した土地を探していました。既存県立高校用地を含む9か所を候補地として比較検討を行い、自然環境に恵まれ、一定規模の用地が一体的に確保できること、自転車や公共交通機関を利用した通学が可能であることなどを総合的に判断し、計画地を選定しました。

農地転用後は、校舎や体育館をはじめ、農業関係の実習室等を含む合計20棟、建築面積合計12,587.4㎡を建築するほか、運動場や実習用の

圃場用地を確保する計画です。

代替地の比較検討も適正に行われていること、地元土地改良区をはじめ、隣接農地所有者の同意も得ており、事業の実施も確実であると見込まれることなどから許可相当と判断するものです。

説明は以上になります。ご意見等ありましたら、よろしく申し上げます。

大塚ノブ子委員 この高校はいつ開校するんですか。

事務局 この高校は令和12年4月開校となっております。たしか報道等で、地盤の関係で開校を延期したという報道があったと思います。

岩澤佳宣委員 軟らかいんや。早くから分かつたことや。

事務局 前回の事前調整のときは、農業委員会でお諮りしたところ、たしか土地改良区が香川用水のほうと調整できとるかという確認事項があったと思うんですけど、香川県の高校教育課のほうに確認しましたところ、そこら辺の調整はもうできているとのことでした。

岩澤佳宣委員 できとるん、ほんまに。

事務局 できているという回答を頂いております。

岩澤佳宣委員 片方ができとる言うても、片方がうん言うたらんと言うかも分からん。

岩澤佳宣委員 これどのぐらい地上げするん。残つとる民家があるけん、極端に地上げはできんはずやの。

事務局 そうですね。

岩澤佳宣委員 あそこ軟らかいけん、雨土繰るいうたって大分繰らないかんなるけんのう。

事務局 この申請地からいったら、東側が通つとる道がちょっと高くなつとるんで、西側の道があるんですけど、その西側の道とフラットぐらいの高さになると思うんですけども。

岩澤佳宣委員 ほんなら、そなんがいには上がらんの。

事務局 そうですね。

岩澤佳宣委員 どなんなるんか知らんけど、そういう分でも地元との協議はできてるんですね。

事務局 そうですね。そのあたりの被害防除に関することは、地元から多分一番強く言われるところやと思いますので。

岩澤佳宣委員 そこが一番大事なんやろ。

事務局 そうですね。

岩澤佳宣委員 もし水害や何やかやがあったときはのう。まだそこに住んでおられる方がおるから。

樫村浩二委員 これできたら、この●●●の北側で分けて使うの。

事務局 いや、基本、●●●が北側になって、水の流れが南から北に行きよるところ。●●●ですかね。

岩澤佳宣委員 ここに、下のほうにここ、北や南のある。

事務局 この●●●と書いとるほうが北側になって。

岩澤佳宣委員 ほな、北のほうが低いほう。

樫村浩二委員 ほんなら、●●●やってあれやろ、これの田んぼもなしになったやろ。

岩澤佳宣委員 ほんだけど、この●●●の係は他にもようけあるわけや。ほんでこの●●●の係は、逆にいうたら、この下側、●●●の下にはあんまりないんよ。●●●自体は●●●地区やあっちのほうへ行く水がほとんど。ほんでけん、●●●があるでしょう。●●●の北側の田んぼへ行くところの水系が、●●●がほとんど。ほんで、●●●は、その●●●の西側からずっと、県道があるでしょう、●●と●●●の間の。あの辺の水田や何やかやが全部、●●から来る。ほんでけん、どうしてもこの●●●の水源はどうしても確保せななんたら、下にもようけまだ水田が残っとるんよ。僕はそこまでははっきり知らんけど、地元の●●さんが水系のことについては一番よう知っとる。

眞田幸隆委員 これ●●までは香川用水関連で、水路の整備した●●●から引っ張ってくる。

岩澤佳宣委員 そうそう。●●●がかりやけん、これ、●●も●●●もな。ほやけん、なしになったら上から、●●●からこっちへ入るわけや。

眞田幸隆委員 ほじゃけん、農地はこの高校ができるところだけで、はっきり言うたら受

益は下のこういう方。

岩澤佳宣委員 そうそう。ほんで南のほんま、高いほうがじゅるい。●●の近くが。

議長（会長） それはそうや。池の下やけんの。

岩澤佳宣委員 池の下が、あの辺はもうじゅるじゅるや。元の地形が、その辺が川や何やかやがあったとこちゃうんかなとは思う。

事務局 ご審議ありがとうございました。

議長（会長） 農地集積専門員から何かございませんか。

農地中間管理
機構 ないです。

事務局 次回の定例会は10月21日月曜日、1時半からここになりますので、
よろしくお願ひ致します。

議長（会長） 以上をもちまして、令和6年9月農業委員会定例会を閉会と致します。慎
重なる審議を頂き、お礼を申し上げます。

（ 2時42分閉会）

議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・16名 反対委員・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・16名 反対委員・・・0名

・農地改良届について
賛成委員・・・16名 反対委員・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・16名 反対委員・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・16名 反対委員・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・16名 反対委員・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・16名 反対委員・・・0名

・青年等就農計画の審査について
賛成委員・・・16名 反対委員・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 1番

署名委員 2番